

大阪府てんかん支援拠点病院指定基準

知事は、大阪府てんかん支援拠点病院指定要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により以下の通り大阪府てんかん支援拠点病院指定基準（以下「指定基準」という。）を定める。

1 診療体制

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
- (2) 脳波検査装置やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
- (3) てんかんの外科治療の他、複数の診療科による集学的治療を行えること。
- (4) その他、以下の事項について、適切に行えること。
 - ① てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）の設置
 - ② てんかん診療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

2 事業内容

支援拠点病院として指定された場合は、以下の事業に取り組むこと。

- (1) 要綱に基づく、協議会の設置、運営
- (2) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- (3) 医療機関等への助言・指導
- (4) 関係機関（精神保健福祉センター、医療機関、保健所、市町村、公共職業安定所等）との連携・調整
- (5) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- (6) てんかん患者及びその家族への普及啓発
- (7) 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- (8) その他てんかん対策に必要な事項

3 コーディネーターの配置

「2 事業内容」の業務を適切に行うため、コーディネーターを配置すること。コーディネーターは、当該支援拠点病院に従事する者であって、以下の要件を備えている者であることとする。

- (1) 精神障がい者福祉に理解と熱意を有すること。
- (2) てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- (3) 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

4 その他

- (1) 協議会での事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実施報告として様式第8号「大阪府てんかん支援拠点病院事業実績報告書」を作成し、検証に用いたデータ等を添付して、府知事あてに提出すること。
- (2) 国が指定する全国支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国支援センターの求めに応じ、協力を努めること。
- (3) 府が行うてんかん対策の推進に積極的に支援すること。

附則

この指定基準は、令和元年5月15日から適用する。

この指定基準は、令和3年4月1日から適用する。